

再募集の応募資格Q & A（令和7年5月版）

三重県教育委員会事務局
高校教育課

1 「再募集」全体に関すること

Q 1 再募集の応募資格の見直しに至ったプロセスは。

A 1 県教育委員会では、令和4年度から令和5年度の2年間にわたり再募集を受検した生徒について、受検の理由や背景、受検した際に進学先が確保されていたかどうかなど、さまざまな調査結果の検証を行い、再募集のあり方について協議を重ねました。

協議では、学識経験者、有識者、企業関係者、PTA（小中・高校）、市町教委代表、公立・私立の学校関係者から直接意見を聞く機会を設けて検討し、見直しに至りました。

Q 2 再募集の応募資格を見直した理由は。

A 2 前期選抜、後期選抜に続く、県立高校の最後の受検機会となる再募集の応募資格について、誰一人取り残されることのない教育を推進する観点から、一人でも多くの方が高校で学ぶことができるように改めました。

三重の未来を担う子どもたち一人ひとりがかげがえない存在です。

一人でも多くの生徒が、高校での学びを通して自分の可能性を最大限伸ばすことができるよう、これからもさまざまな見直しを進めてまいります。

Q 3 中学生の主体的な進路選択に影響はないのか。

A 3 新たな再募集の応募資格では、私立高校等にはない職業学科等の高校を志願する場合や、経済的な要因によるやむを得ない事情がある場合には、私立高校等の「最終の入学手続き」をしていても再募集に志願できることとしており、進路希望が実現されるよう配慮しています。

また、全国の公立高校の入学者選抜において、ほぼすべての高校で2回（前期・後期）の受検機会があり、かつ、再募集を欠員のあるすべての学校で実施しているのは、三重県を含め3県のみであり、全国的にみても三重県は受検機会が確保されている状況にあります。

<全国の再募集の実施状況> （令和5年9月 高校教育課調べ）

- ・全日制課程で再募集を実施している都道府県：40/47
 - 三重県と同じ応募資格（県立高校の合格者は受検できない）：26
 - どの高校にも合格または入学手続きをしていない者に限る：14
 - ・再募集の前に2回の選抜を実施している都道府県（※）：3
 - 三重県と同じ応募資格（県立高校の合格者は受検できない）：1（三重）
 - どの高校にも合格または入学手続きをしていない者に限る：2
- （※）ほぼすべての高校で2回（前期・後期）の受検機会があり、かつ、再募集を欠員のあるすべての学校で実施している都道府県の数

2 応募資格に関すること

Q 4 県内外の国・私立の高等学校等の対象は。

A 4 「県内外の国・私立高等学校の高等学校等（高等専門学校を含む）のいずれにも合格していない者」にある「高等学校等」の対象となる学校は以下のとおりです。

| 学校 | 対象 |
|-------------------|---------|
| 高等学校（全日制・定時制・通信制） | 対象となる |
| 高等専門学校 | 対象となる |
| 特別支援学校高等部 | 対象となる |
| 専修学校 | 対象とならない |
| 各種学校 | 対象とならない |
| 職業訓練学校 | 対象とならない |
| 海外の高等学校等 | 対象とならない |

Q 5 「職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コース」の対象となる高校は。

A 5 令和7年5月現在で、対象校は以下のとおりです。

職業学科

農業：四日市農芸（農業科学、食品科学、環境造園）

久居農林（生物生産、生物資源、環境情報、環境土木）

相可（生産経済、環境創造）、明野（生産科学、食品科学）

伊賀白鳳（生物資源、フードシステム）

工業：桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、松阪工業、

伊勢工業、伊賀白鳳（機械、電子機械、建築デザイン）

尾鷲（システム工学）

商業：四日市商業、津商業、白山（情報コミュニケーション）

宇治山田商業、松阪商業、伊賀白鳳（経営）、尾鷲（情報ビジネス）

水産：水産

家庭：四日市農芸（生活文化）、白子（生活創造）、亀山（総合生活）、

久居農林（生活デザイン）、相可（食物調理）、明野（生活教養）

看護：桑名（衛生看護）

情報：亀山（システムメディア）

福祉：朝明（ふくし）、明野（福祉）、伊賀白鳳（ヒューマンサービス）

総合学科

総合学科：いなべ総合学園、飯南、昴学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、熊野青藍（木本校舎、紀南校舎）

*木本校舎には総合学科と普通科が設置されています。

体育の専門学科、芸術の専門学科・コース

体育：稻生（体育）

芸術：飯野（応用デザイン）、白子（文化教養（吹奏楽）コース）

*白子高校は普通科の中に設置されているコースです。

Q 6 私立高校の「最終の入学手続き」とは、どのような手続きをさすのか。

A 6 県内私立高校については、様々な入学手続きの方法があるため、県立高校の合格者発表後に実施する、3月中旬以降に入学予定者招集日等に出席して行う入学手続きを、本応募資格に係る「最終の入学手続き」とします。

その他（県外等）の高校等については、各高校等への入学を確約し、手続きを行うことを、「最終の入学手続き」とします。

なお、入学手続きの方法や締め切りの期日に関しては、各校の生徒募集要項等をよく確認してください。また、合格した場合、必ず入学することを前提とした選抜制度もありますので、ご注意ください。

Q 7 県立高校については合格しても入学を辞退すれば、再募集を実施する別の県立高校に応募できるのか。

A 7 後期選抜で合格した県立高校を辞退する場合は、合格者発表日の午後2時まで、合格した高校に出身中学校長を通して「入学辞退届」（別添1）を提出します。そのうえで、再募集に応募することは可能です。

ただし、前期選抜で内定（合格）している場合、入学辞退はできません。

「入学辞退届」（別添1）が提出された高校では、合格者発表日の午後2時までを目安に、あらかじめ決めておいた補欠合格者に対して中学校長を通して追加の合格を連絡することになります。

なお、追加合格になる対象者が足りず、募集定員を満たさなくなった場合でも、その高校は欠員のままとし、再募集を実施しません。

Q 8 「最終の入学手続き」をして再募集を受検する場合、出願に必要な書類や手続きは。

A 8 **県内の高校等に合格している場合**

通常の再募集の手続きに加えて、受検者または保護者は、「再募集受検申請書」（別添 2）に必要事項を記載し、中学校等に提出します。その「再募集受検申請書」は中学校等によって、当該志願者が合格（最終の入学手続き）をしている高校等へ提出されます。

県外の高校等に合格している場合

「再募集受検申請書」（別添 2）の提出は不要です。

過年度生の場合

受検者または保護者は、「再募集受検申請書」（別添 2）を直接合格している（最終の入学手続きをしている）高校等へ提出します。

Q 9 中学校等の校長が認める「やむを得ない事情」とはどのような事情か。

A 9 経済的な事情により、「最終の入学手続き」を行った学校における学業の継続が困難を生じることが想定されるため、以下の事情を、配慮すべきものとして志願を認めるものです。

- ①生活保護世帯や、住民税非課税世帯、就学援助制度の対象世帯（要保護、準要保護）等、国や県市町の行政から経済的な支援を受けている場合
- ②三重県高等学校等修学奨学金の貸与が内定している、又は、世帯の所得額が貸与要件を満たす場合
- ③家計の急変により、世帯の収入額が三重県高等学校等修学奨学金（緊急採用）の貸与要件を満たす場合
*「家計の急変」は、父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病又は死亡その他の事由によりその属する世帯の家計が急激に悪化することとなった場合又は悪化することが明らかな場合

以上が、校長が適当であると認める場合として、該当する事情です。

上記以外は、「やむを得ない事情」と認める事情には該当しません。以下に、該当しない例を挙げますので、応募の参考にしてください。

- ・〇校の方が、進路（就職または進学）が実現しやすいと判断し、希望する場合
 - ・〇校の方が、自宅から通いやすい（近い）と判断し、希望する場合
 - ・〇校の方が、仲の良い友人が多いと考え、希望する場合
 - ・〇校の方が、活動したい部活動があると考え、希望する場合 など
- *〇校：再募集を実施する学校

なお、どの例にも当てはめることができず、判断が困難な事情がある場合は、各中学校等から県教育委員会にご相談ください。

A9に関する補足

補足① 「生活保護世帯」や「住民税非課税世帯」、「就学援助制度の対象世帯（要保護、準要保護）」に該当していることは、どのように証明・確認するのか。受検者または保護者は、中学校等に口頭で伝えればよいのか。

A① 中学校等は口頭での確認ではなく、以下の方法に沿って証明・確認してください。

生活保護世帯

保護者は生活保護受給者証を中学校に提出してください。

中学校は、生活保護受給者証により確認し、コピーをとっておいてください。なお、中学校が生活保護世帯であることをすでに把握している場合には、この手続きは不要です。

住民税非課税世帯

保護者は課税（非課税）証明書を中学校に提出してください。

中学校は、課税（非課税）証明書により確認し、コピーをとっておいてください。なお、中学校が住民税非課税世帯であることをすでに把握している場合には、この手続きは不要です。

就学援助制度の対象世帯（要保護、準要保護）

中学校の事務で該当しているかどうかを把握しているため、保護者から中学校への証明は不要です。

<参考>

表の世帯構成は、両親と子（1人～4人）を想定

| 各種制度 | 基準額 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 6人世帯 |
|---------------------|------|------|------|------|------|
| 生活保護世帯 | 年間収入 | 240万 | 276万 | 324万 | 372万 |
| 住民税非課税世帯 | 年間所得 | 147万 | 182万 | 217万 | 252万 |
| 就学援助制度（準要保護） | 年間所得 | 318万 | 339万 | 346万 | 359万 |
| 三重県修学奨学金の貸与要件 | 年間所得 | 410万 | 500万 | 590万 | 690万 |
| 三重県修学奨学金（緊急採用）の貸与要件 | 年間収入 | 590万 | 680万 | 830万 | 900万 |

*基準額は令和7年度の額を調べたものであり、あくまで目安です。家族構成、居住地、家族の年齢、生活の状況等によって異なる場合があります。

*基準額のうち、「年間収入」はその年に得た収入の合計額、「年間所得」は支払金額から給与所得控除額などを差し引いた金額になります。

*就学援助制度（準要保護）は、四日市市の例です。市町によって基準額が異なります。

*三重県修学奨学金の貸与要件は、ひとり親家庭の場合は基準額が異なります。以下の補足⑤または⑥でご確認ください。

補足② 住民税非課税世帯とは。

- A② 住民税非課税世帯とは、入学者選抜を受検する年度に、県民税所得割及び市町民税所得割が非課税（0円）の世帯のことです。
均等割に課税額があっても所得割が0円の場合は対象になります。

補足③ 「家計の急変」とは、どのような場合をさすのか。

- A③ 「家計の急変による」とは、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則に基づき、「父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病又は死亡その他の事由によりその属する世帯の家計が急激に悪化することとなった場合又は悪化することが明らかな場合」を指します。
下線部の「その他の事由」とは、例えば、「火災による自宅の焼失、親の失踪、感染症等によるパート時間の減少等」が当てはまりますが、個々の事由が「家計の急変」に当てはまるかどうかについては、各中学校から県教育委員会にご相談ください。
なお、「家計の急変」の期間は、事由が発生してから1年以内とします。

補足④ 「三重県の修学奨学金の貸与が内定している場合」とあるが、内定かどうかは、いつ頃保護者（又は生徒）が分かるのか。

- A④ 内定の通知は、毎年度12月頃に中学校を通して連絡があります。
中学校等在学中に予約採用を申請する場合、毎年度7月頃に中学校から案内され、各ご家庭にて9月から10月にかけて申込みこととなります。
なお、内定者の通知は中学校等の校長にも届きます。

補足⑤ 「世帯の所得額が三重県高等学校等修学奨学金の貸与要件を満たす場合」の基準額（目安）は。

また、要件を満たしている場合、保護者は、その旨を中学校に口頭で伝えればよいのか。

A⑤ 世帯の基準所得額は、「三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則」によります。（必ず最新の情報を以下のアドレスでご確認ください。）

「三重県高等学校等修学奨学金（教育長が定める基準額）」

<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOZAIMU/HP/singakusien/17210018097.htm>

【世帯の所得額の基準】

「三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則」より抜粋

| 世帯人数 | 基準所得額 | ひとり親家庭の基準所得額 |
|------|------------|--------------|
| 3人以下 | 4,100,000円 | 5,000,000円 |
| 4人 | 5,000,000円 | 6,100,000円 |
| 5人 | 5,900,000円 | 7,100,000円 |
| 6人 | 6,900,000円 | 8,200,000円 |
| 7人 | 7,900,000円 | 9,200,000円 |

要件を満たす場合、保護者は、中学校に口頭ではなく、前年度分の所得を証明できる書類（「所得課税証明書」：市町で例年6月上旬頃発行）を提出し、中学校側の確認を受けてください。

中学校は、提出された書類が要件を満たしているかどうかを確認いただくとともに、書類のコピーを保管しておいてください。

補足⑥ 「家計の急変により、世帯の収入額が三重県高等学校等修学奨学金（緊急採用）の貸与要件を満たす場合」の基準額（目安）は。
また、要件を満たしている場合、保護者は、その旨を中学校に口頭で伝えればよいのか。

A⑥ 世帯の基準収入額は、「三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則」によります。（必ず最新の情報を以下のアドレスでご確認ください。）

「三重県高等学校等修学奨学金（教育長が定める基準額）」

<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOZAIMU/HP/singakusien/17210018097.htm>

【世帯の収入額の基準】

「三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則」より抜粋

| 世帯人数 | 基準収入額 | ひとり親家庭の基準収入額 |
|------|------------|--------------|
| 3人以下 | 5,900,000円 | 7,100,000円 |
| 4人 | 6,800,000円 | 8,200,000円 |
| 5人 | 8,300,000円 | 9,400,000円 |
| 6人 | 9,000,000円 | 10,300,000円 |
| 7人 | 9,900,000円 | 11,200,000円 |

要件を満たす場合、保護者は、中学校に口頭ではなく、現在の収入を証明する書類（直近2か月分の給与明細及び過去1年間に賞与があった場合にはその明細も含む）を提出し、中学校側の確認を受けてください。（収入がない場合には、その旨を口頭で、保護者と中学校間で確認してください。）

中学校は提出された書類にて、要件（直近2か月分の給与収入額×6＋過去1年間に賞与があった場合にはその収入額≤基準収入額）を満たしているかどうかを確認いただくとともに、書類のコピーをしておいてください。

補足⑦ 「所得額」や「収入額」とあるが、同じ意味か、それとも異なるものか。

A⑦ 「所得額」と「収入額」は異なるものです。

「所得額」とは、支払金額から給与所得控除額などを差し引いた金額のことです。「所得課税証明書」（市町で例年6月上旬頃発行）により、確認することができます。

「収入額」とは、その年に得た収入の合計額のことです。直近2か月分の給与明細及び過去1年間に賞与があった場合には、その明細により確認します。

金額を確認する際には、間違わないようご注意ください。

3 普通科を出願する場合の留意点について

Q10 普通科を併設している高校の職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コースにおいて、再募集を実施する場合の留意点は。

A10 このような高校で再募集が行われる場合、第1志望または第2志望に「普通科」を記入することができるのは、次の□のいずれかの条件を満たしている受検者に限られます。(Aパターン)

- ・いずれの高校等にも合格していない者
- ・最終の入学手続きをしていない者
- ・やむを得ない事情がある者

一方、「最終の入学手続きをしていて、職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コースを志願する受検者」(Bパターン)については、「普通科」を志願できませんので、第1希望・第2希望に「普通科」を記入することはできません。

【参考例】

| 高校 | 学科 | Aパターンの志願者 | Bパターンの志願者 |
|------|---------|-----------|---------------|
| 稲生高校 | 普通科 | 志願できる | 志願できない |
| | 体育科 | 志願できる | 志願できる |
| 尾鷲高校 | 普通科 | 志願できる | 志願できない |
| | システム工学科 | 志願できる | 志願できる |

4 出願期間に関すること

Q11 再募集の応募資格の変更により、後期選抜の出願校の検討にも影響があると想定される。後期選抜の志願変更の期間は従来のままか。

A11 後期選抜の志願変更の期間を、令和8年度選抜では7日間としています。
また、Web出願システムにより、中学校教員が、変更書類の回収や提出のために変更前の高校や変更後の高校に出向くことなく手続きを行えるようにしたことで、出願校の検討の時間をできる限り確保しました。

Q12 再募集の出願期間は、これまでのままか。

A12 再募集の出願期間を、令和8年度選抜では3日間としています。
また、再募集の実施校・募集人数を、合格者発表と同時刻の午前9時30分に公表し、検討時間をできるだけ多く確保できるようにします。
なお、後期選抜日の翌日に、各校の受検人数を三重県教育委員会のWebページで公表しており、どの高校で募集定員を満たしているかどうかについては、事前に把握することができます。

三重県教育委員会の「高等学校入学者選抜」ホームページのアドレス
<http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400002348.htm>
(当該年度の情報は、公表次第、順次掲載されます。)